

安全上重要である天井及び天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件等を制定・一部改正する告示案について（概要）

1. 背景

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、大規模空間を有する建築物において天井が脱落した事案が多数生じたことから、「建築物における天井脱落対策試案」をとりまとめ、平成24年7月31日から同年9月15日まで意見募集を実施したところである。意見募集を通じて寄せられたご意見を踏まえ、国土技術政策総合研究所においてさらに技術的検討を行い、今般、建築物等のさらなる安全性を確保するため、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の一部を改正することに伴う関係告示を制定及び改正する。

2. 関係告示

(1) 令第39条第3項関係

安全上重要である天井及び天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件の制定（平成25年国土交通省告示第●●●号）

別紙（その1）参照

(2) 令第81条第1項関係

超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成12年建設省告示第1461号）の一部改正

別紙（その2）参照

(3) 令第82条の5（限界耐力計算）関係

① 損傷限界変位、 T_d 、 B_{di} 、層間変位、安全限界変位、 T_s 、 B_{si} 、 F_h 及び G_s を計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成12年建設省告示第1457号）の一部改正

別紙（その3）参照

② 免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成12年建設省告示第2009号）の一部改正

別紙（その4）参照

③ プレストレストコンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（昭和58年建設省告示第1320号）の一部改正

別紙（その5）参照

④ エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算を定める件（平成17年国土交通省告示第631号）の一部改正

別紙（その6）参照

(4) 令第137条の2関係

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成17年国土交通省告示第566号）の一部改正
別紙（その7）参照

（5）令第36条の2関係

建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成19年国土交通省告示第593号）の一部改正
別紙（その8）参照

（6）法第6条関係

確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号）の一部改正
別紙（その9）参照

（7）建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項関係

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の一部改正
別紙（その10）参照

3. 今後のスケジュール

公布 平成25年5月頃（予定）

施行 平成26年4月（予定）

4. その他

（1）「建築基準法施行令及び関連省令の一部改正案」に関するパブリックコメントの募集については、同日付で別途実施。

（2）「地震その他の震動に対するエスカレーターの脱落防止対策に係る構造方法を定める件等を制定・一部改正する告示案（仮称）」に関するパブリックコメントの募集については、3月中を目途に実施予定。

関係告示：

① 別紙（その7） 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成17年国土交通省告示第566号）の一部改正

② 別紙（その10） 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の一部改正